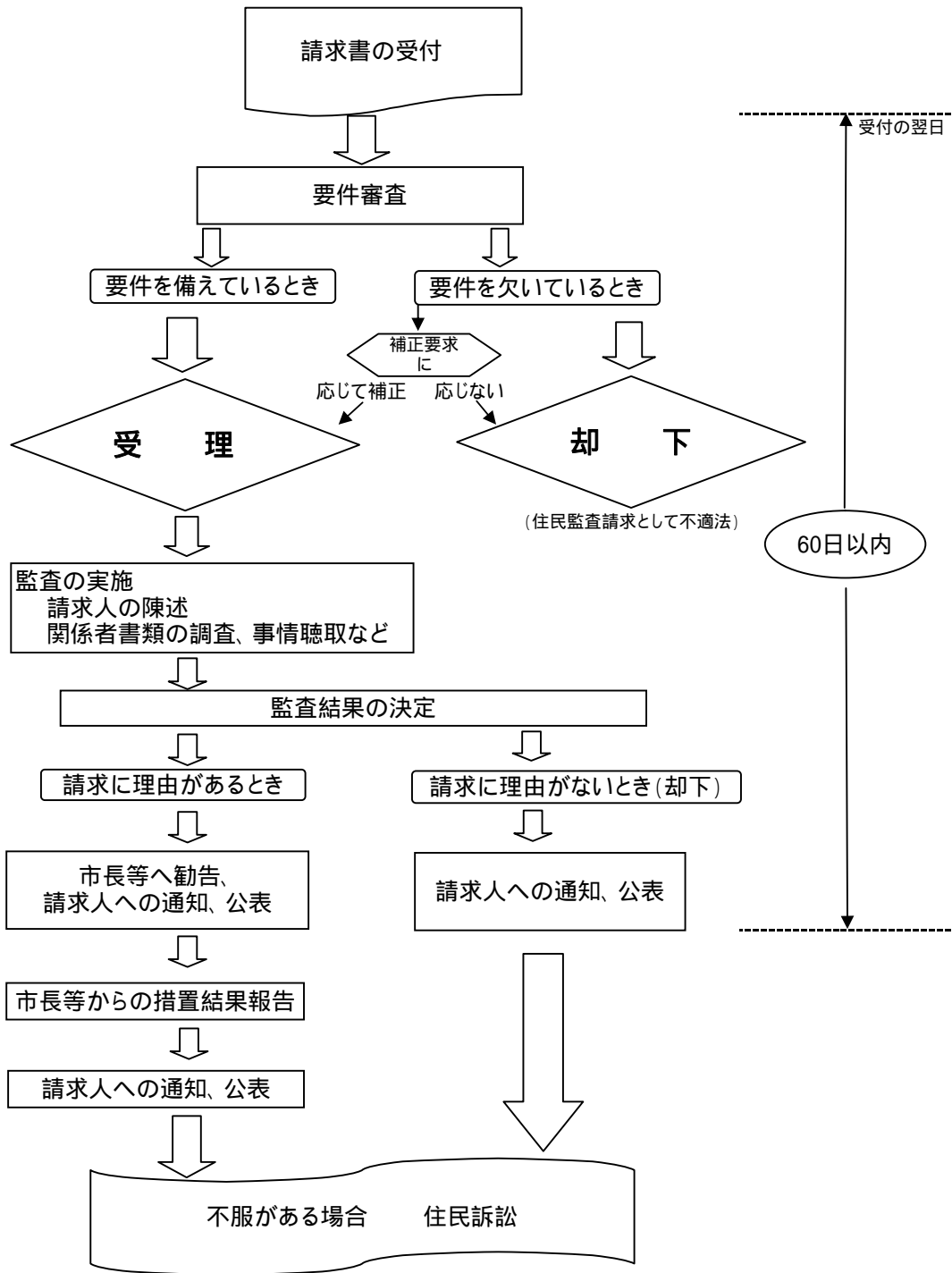


住民監査請求 手続の流れ図



受付と受理の違い

受付とは文書を收受することであり、事務局において收受印を押印したときがそれにあたります。受付した請求書について要件審査を行い、法定要件が全て満たされている場合のみ、当該請求を受理し、監査を実施する運びとなりますので、ご注意ください。

(注意) 住民訴訟について

住民訴訟については、出訴期間が定められています。

監査委員の監査の結果または勧告に不服がある場合は、当該監査の結果または当該勧告の内容の通知があった日から30日以内

監査委員の勧告を受けた議会、市長その他の執行機関または職員の措置に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内

監査委員が請求をした日から60日を経過しても監査または勧告を行わない場合は、当該60日を経過した日から30日以内

監査委員の勧告を受けた議会、市長その他の執行機関または職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内